

平成 22 年 5 月 20 日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2006～2009

課題番号：18730508

研究課題名 (和文) 中国・台湾の教育近代化と少年犯罪—近代日本の影響—

研究課題名 (英文)

The Study of Modernization of Education and Juvenile Crime in
China and Taiwan -the Influence of Modern Japan-

研究代表者

山田 美香 (YAMADA MIKA)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・教授

研究者番号：90331610

研究成果の概要 (和文)：

日本植民地下台湾より朝鮮の方が、日本型少年司法が入っていたことが分かった。満州事変以降、日本的な精神を求められ、1930年代までであった少年保護主義的な議論が、植民地でも犯罪少年を戦場へ送る議論へと大きくベクトルが動いた。植民地では、内地で言われる社会防衛以上に、現地の人々に、時には威圧的に、時には懐柔的な政策を示すことで、当地の安定を図る必要があったからである。その一方で、日本の影響が中国の近代少年犯罪システムに与えた影響はごくわずかで、満州国、関東州にあってもそれほど功をなさなかった。満州国、関東州の官僚が少年犯罪に積極的な施策を展開しなかったためである。

研究成果の概要 (英文)：

I found that Japanese style juvenile justice system had penetrated into Korea more than Taiwan under control of Japan. After the Manchurian Incident, Japanese spirit was required, so the argument for the protectionism of children which had been supported until the 1930's was significantly converted into the one for sending criminal children to a battle field also from the colony. In a colony, it was necessary to maintain the stability there by announcing sometimes overbearing and sometimes conciliatory policies to the local people more than protect the society as proposed in the homeland. On the other hand, the Chinese modern juvenile crime system was only slightly influenced by Japan, and also in Manchukuo and Kantou-shu, it was not so effective. That's because the bureaucrats in Manchukuo and Kantou-shu didn't develop aggressive policies against juvenile crime.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	826,791	0	826,791
2008年度	273,209	81,962	355,171
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	3,200,000	381,962	3,581,962

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：少年犯罪、日本統治下台湾・朝鮮、香港、中国東北部、少年法

1. 研究開始当初の背景

戦後日本は、アメリカ型の少年司法を取り入れ、多くの少年犯罪研究者はアメリカの革新的な少年司法や関連政策を注目してきた。そのため植民地下にあった台湾、朝鮮などの存在を忘れた。現在、台湾、朝鮮も欧米から多くの少年犯罪対策を学んでいるが、それらは現行の日本の制度以上に機能している。そのような台湾、韓国をはじめとするアジアの少年犯罪の状況について、日本では議論があまりなされていないことが残念である。アジア諸国の少年犯罪に関わる政策は、日本統治時代を経ているため、それぞれのお国柄が垣間見られる部分とそうでない部分がある。近代化の過程で、大半のアジア諸国は日本に植民地化された歴史を持っているか、欧米に植民地化された歴史を持っており、現在の社会はその近代化のプロセスで生まれた文化と重なる面が多い。

2. 研究の目的

研究の目的は、国際社会において日本的な少年司法、感化教育、行刑がいったい何を意味するのか、アジア諸国の植民地化、占領地化との関係の中で議論することにある。それは、アジアの少年司法の歴史が日本の少年司法、少年感化、少年保護の歴史とどのようにリンクして、現在に至ったのか、その近代少年犯罪制度に関する出発点として日本の少年犯罪史を考えていく必要があるためである。また、戦前日本が植民地、占領した地域の少年犯罪に関わる機関に従事した者が、戦後は国内で少年司法に関わった。そのため、日本の戦前のアジアでの日本人関係者の体験が、戦後継承されているという事実と、植民地下の日本がアジアで近代的な少年司法制度を導入したことに対して何らかの見解

を述べる必要があるためである。

3. 研究の方法

方法論としては、植民地下の犯罪少年に関連する少年刑務所、関係機関について中心に議論した。参考文献は、台湾であれば、国家図書館台湾分館に所蔵されている関連雑誌、台湾総督府公文類纂などを用いた。香港では香港大学のマイクロフィルムの中で日本占領期のものを中心に新聞や関連文書を収集した。中国では東北部の档案馆、図書館、南京第二档案馆で資料を収集した。

日本国内では、元満洲法務部の方、日本統治下朝鮮で教師をした女性、関東州で教育を受けた日本人、日本統治下・内モンゴルにいた日本人にインタビューをした。また、中国・大連では戦前関東州で教育を受けた中国人に、内モンゴル自治区フフホトでは、蒙疆自治政府時代日本の高等教育を受けた方にインタビューをした。台湾では日本統治下台湾で教育を受けた台湾人に、当時の教育、少年犯罪、その制度、実態についてインタビューをした。

4. 研究成果

(1) 戦前のアジアの少年福祉について、これまで十分に説明されてこなかった。そこで、本研究では、主に戦時体制下を中心に少年司法と関連付けて述べた。台湾、朝鮮のように外地で最も日本型少年司法の影響を受けた国でさえ、日本的な少年司法の実質的な影響は、戦時中にならないと見ることができなかった。

(2) 日本植民地時期台湾において日本人がどのように台湾の少年犯罪を理解していたのかを検証した。『台湾司法保護』には、総督府を頂点とする日本人官僚、保護団体、婦

人会、関係者の台湾人少年犯罪への理解、非行の原因が掲載されている。少年が非行に走る前段階として、買喰、飲酒、喫煙が指摘された。先天的な能力、発達の問題に加え、社会における成人文化の悪影響が少年犯罪の要因だとされていた。また、不良化は家庭が原因であり、学校は不良少年にほとんど関与しないという世間の了解があった。

台湾では独自の保護制度のもとに日本型地域社会の形成が強化されていたが、この組織を少年保護活動に生かすよう提案された。

(3) 日本植民地下台湾における少年犯罪防止に関わる公学校の教育状況を、『台中州教育』『方面時報』など関連雑誌を用いて考察した。第一に 1930 年代の台湾の教育界では教育雑誌を見るかぎり、少年犯罪が教育問題として意識されていなかったこと、第二に児童の管理上、家庭訪問が慣例となっていたものの、公学校側と本島人家庭の間で十分な意思疎通をするまでには至らない場合があったこと、第三に、不良少年・犯罪少年の処遇は警察が中心、犯罪予防は司法保護団体が中心であったが、学校と地域、警察との連携はあまり見られないこと、第四に福祉関係の方面委員などの活動もあったが、不良少年・犯罪少年の保護だけに彼らの職務が限定されていなかったためその仕事に限界があったことが明らかになった。

(4) 植民地下台湾において犯罪少年として新竹少年刑務所に収容された者についてその出身、性格、家庭背景などを論じると同時に、他の成人刑務所とは違い、少年刑務所はどのような独自のシステムを有していたのかを論じた。日本植民地下朝鮮の少年刑務所では、朝鮮人への義務教育が実施されなかった朝鮮でも、無学者ばかりではない点は注目すべきであった。

(5) 日本による台湾支配は 1895 年から開始され、1899 年仏教関係者から感化院の設立願が総督府民生長官あてに提出された。そこで少年犯罪にかかわる、感化院の台湾での初期の状況を中心に論じることで、どのような感化院設立が行われていたのかを論じた。

感化院の教諭は、小学校、公学校など教職経験がある者、感化教育の経験がある者、学院内で農業経営を行っていたので農業技術者、台湾で教育を受けた者、あるいは公学校教育を受けた台湾本島人もいた。一方で、感化院という施設ゆえに、強靱な体格を有する兵役経験者の採用もみられた。

(6) 台湾総督府文類纂日本植民地下の台者は、者、派内地看守は、京都の仏教系大学、中学校を卒業して台湾総督府監獄押丁となり、その後戒護係などを経て、看守となり、看守長を目指すために練習所で勉強するという場合もあった。他の職業から中途採用されるルート、本願寺から派遣された者が本願

寺ルートを通して、登用試験を受けることなく総督府の看守となるというルートもあった。経歴を見ると中国戦線に赴いた者、宗教関係者、大学卒業者とさまざまであるが、すでに述べたように、宗教関係者、台湾、中国を理解している者、現地の言葉に通じている者が尊重された。

(7) 内地で大正 11 (1922) 年の少年法公布と同時に、大正 12 (1923) 年 5 月少年保護協会が創立され、少年保護に関しては、昭和 14 (1939) 年の司法保護事業法、司法保護委員令で規定された。台湾では、少年法が施行されないことから、司法保護関係者から、昭和 12 (1937) 年 7 月 1 日、「少年法並少年保護法施行方建議書」が提言されたが、少年法は施行されず、少年保護事業講習会も開催されなかった。朝鮮では、昭和 17 (1942) 年朝鮮少年令、朝鮮司法保護委員令が公布され、少年保護制度等が確立し、朝鮮少年保護事業助成会の結成の手続きが行われた。

(8) 中国東北部は、内地の少年犯罪にかかわる制度の移植が、台湾や朝鮮とその様相を異にしていた。清末、中国は日本を参考に法令を定めたが、関東州、満州国では内地の少年犯罪にかかわる人材は台湾、朝鮮ほど多くなかったため、少年犯罪にかかわる環境では中国東北部にそれほど影響を与えなかった。関東州では少年保護団体も少なく、方面委員が少年保護に関与せざるを得ない状況で、1936 年の日満社会事業大会でも感化院設立が議論されるが思うように議論が展開しなかった。1944 年、突然、関東州で少年令が公布されるが、その経緯についても史的制約があり明らかではない。

(9) 香港では、早期にイギリスにより感化院が設立され、収容少年への感化教育が提唱された。1935-1939 年前後は工業学校の設立、住民の抗日運動が盛り上がり、そのような混乱の時期に日本の占領が開始された。香港占領地総督部文教課の慈善事業に対する管理と支援が展開され、それが逐次新聞で報道された。日本占領時期、民治部の下に文教課があり、その下に区役所が位置付けられたため、区長をはじめ、区会員、区議会など区役所との連携は重要視され、区民への寄付の強制が組織的に展開された。これは、区民の困難な情勢下での意識の発揚でもあったが、実際にこれが慈善団体の収入となっている現状もあった。ただし、イギリス統治下にみられたキリスト教会が地道に活動を続け実現しつつあった児童・少年福祉は、日本の広州陥落後、徐々に政治・経済の混乱、難民の香港流入で崩壊した。香港占領地総督部総督、文教課、地区事務所長が日本占領前から続く孤児院、工芸学校に巡視・視察をし、必要最低限の補助金を支給するだけであった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 山田 美香「日本占領時期香港の教育」
名古屋市立大学大学院人間文化研究科
『人間文化研究』第12号、査読なし、
2009年12月、pp.113-125。
- ② 山田 美香「関東州における少年犯罪」
名古屋市立大学大学院人間文化研究科
『人間文化研究』第10号、査読なし、2008
年12月、pp.125-137。
- ③ 山田 美香「日本植民地時期台湾における
刑務所看守・教誨師」名古屋市立大学
大学院人間文化研究科『人間文化研究』
第9号、査読なし、2008年6月、pp.83-95。
- ④ 山田 美香「日本植民地下台湾における
少年犯罪と教育」名古屋市立大学大学院
人間文化研究科『人間文化研究』第7号、
査読なし、2007年6月、pp.45-56。

[学会発表] (計6件)

- ① 山田 美香「日本植民地・占領下の台湾、
朝鮮半島、中国東北部における少年犯罪
の比較研究」日本司法福祉学会第10回大
会、2009年8月9日、自由研究発表、於
立正大学大崎キャンパス
- ② 山田 美香「香港の学校における不良少
年の戦後史」国際アジア文化学会2009年
度(第18回)大会、2009年6月7日、
於こども教育宝仙大学
- ③ 山田 美香「日本占領時期香港における
教育」教育史学会第52回大会、2008年
9月21日、於青山学院大学
- ④ 山田 美香「戦前中国東北部における少
年犯罪」アジア教育史学会2008年度大会、
2008年7月、於二松学舎大学
- ⑤ 山田 美香「日本植民地下台湾における
少年犯罪と教育」教育史学会第50回大
会、2006年9月16日、於大東文化大学
- ⑥ 山田 美香「香港における犯罪予防教育」
日本比較教育学会第42回大会、2006年
6月24日、於広島大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山田 美香 (YAMADA MIKA)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・
教授

研究者番号：90331610

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし